

資 料

(地方団体アンケート調査結果概要)

○ ヒアリングを行った個別の4団体以外の道府県や指定都市、市区町村からも幅広く意見等を聞くため、地方団体を対象としたアンケート調査を実施。

<調査項目>

- ① 行政サービスの地域間格差の現状について
- ② 地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について
- ③ 上記①及び②の状況が生じている原因・課題について
- ④ 上記③の課題を解消するための「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」に向けた方策について
- ⑤ その他検討会において指摘があった事項等
 - (1) 前回の地方法人課税に係る偏在是正措置や地方交付税の算定において地域社会再生事業費が設けられたことによる効果
 - (2) 電子商取引の拡大やフランチャイズ事業の伸長、持株会社体制への移行など、近年の経済社会構造の変化が地方税収に与える影響

前回(第9回)報告

今回報告

<アンケート調査の対象等>

(1) 対象団体

- ・ 都道府県及び政令指定都市 ⇒ すべての団体にご回答いただくよう協力を依頼
- ・ その他の市区町村 ⇒ 任意でご回答いただくよう協力を依頼

(2) 実施期間

令和7年8月22日～9月12日

(3) 回答(9月19日までに回答があった団体を集計)

- ・ 都道府県 47団体
 - ・ 政令指定都市 17団体
 - ・ その他の市区町村等 106団体
- (新潟市、浜松市、北九州市は未回答)

調査結果(④税収の偏在や財政力格差等を解消するための方策について)

<調査項目>

行政サービスの地域間格差、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差が生じている原因・課題を解消するための「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」に向けた方策について

都道府県回答

○税制上の対応が必要との意見(42道府県)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

うち具体的な方策についての意見(30道府県)

・特別法人事業税・譲与税制度の拡充(19県)

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、神奈川県、新潟県、岐阜県、静岡県、奈良県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県

・特定業種・業態における分割基準の見直し(11県)

青森県、岩手県、秋田県、福井県、長野県、岐阜県、山口県、徳島県、香川県、宮崎県、鹿児島県

・地方法人課税における事務所要件の見直し等(6道県) 北海道、新潟県、兵庫県、鳥取県、宮崎県、鹿児島県

・税制上の特例措置(地方拠点強化税制、都市・地方における法人税率の差など)により対応(6道県)

北海道、青森県、富山県、岡山県、愛媛県、長崎県

○地方全体の財源の充実・確保が重要(2都県) 東京都、愛知県

○地方税で財源調整を行うような議論が進められると地方税の原理原則を歪めることから、経済活動の実態を踏まえた税収の適切な帰属の観点等から、丁寧に議論を積み重ねるべき 愛知県

○住所地や所在地を根拠に住民や企業へ課税する現行の税制度では税収の偏在は避けがたいため、地方の権限と責任において必要な行政サービスが行えるよう、地方分権の観点に沿った税制全般のあり方を検討し、国から地方へ税源移譲を進めるほか、抜本的な地方税源の充実を行うことが望ましい 大阪府

指定都市回答

○税制上の対応が必要との意見(17市)

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

うち具体的な方策についての意見(4市)

- ・ 特別法人事業税・譲与税制度の拡充(2市) 千葉市、神戸市
- ・ 地方法人課税における分割基準の見直し(2市) さいたま市、静岡市
- ・ 税制上の特例措置(地方拠点強化税制)により対応(2市) 千葉市、神戸市

○地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきとの意見(6市)

仙台市、横浜市、京都市、大阪市、堺市、広島市

その他の市区町村回答(任意回答)

○アンケートに回答のあった103市町村のうち、税制に関する意見があったのは32市町

※税制に関する意見以外では、財政的支援を求める意見、地域経済活性化に関する意見、意見無しが大半を占めている。

- ・ 地方税について再配分機能を強化する観点から見直すべきとの意見(17市町)
- ・ 地方税源の充実を図るべきとの意見(8市町)
- ・ 個別税目において税収帰属の適正化を図るべきとの意見(8市町)
- ・ 税制上の特例措置(地方拠点強化税制等)により対応すべきとの意見(4市町)
- ・ 課税自主権の充実等により財源確保すべきとの意見(4町)

(参考)

- ・ 地方全体の財源の充実・確保こそが重要(東京都特別区長会、同市長会、同町村会)

調査結果(⑤)(1)前回の偏在是正措置等による効果について

<検討会において指摘があった事項>

前回の地方法人課税に係る偏在是正措置や地方交付税の算定において地域社会再生事業費が設けられたことによる効果

都道府県回答

○各団体における財源確保、税財源の格差是正に効果があったとの意見(42道府県)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

○偏在是正措置による財源を活用した取組についての意見(12県) ※詳細次ページ

宮城県、秋田県、埼玉県、千葉県、神奈川県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、愛媛県、宮崎県、鹿児島県

○偏在是正措置後の状況として再び格差が拡大している、依然として格差が存在しているとの意見(19道県)

北海道、秋田県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、香川県、愛媛県、長崎県、大分県、鹿児島県

○上記以外の意見(3都府県)

- ・ これまでの地方法人二税を国税化し、地方交付税などで配り直す不合理な見直しは、地方の自主財源を縮小させることにほかならない。そもそも我が国の財政は、歳出と租税収入における国と地方の比率が逆転しており、特にいわゆる「偏在是正措置」が講じられたH20年度以降、地方税の割合は低下の一途にあり、まさに地方分権に逆行するものである。また、累次にわたる不合理な見直しは、都に多額の減収をもたらしており、計画的・安定的な財政運営に必要な予見可能性を損ない、支障をきたすものとなっている。社会保障関係費等の増加も見込まれる中、こうしたことが繰り返されると、首都東京の成長に向けた投資を抑制し、ひいては日本経済の成長の機会をつみとることになる。東京都
- ・ 地域社会再生事業費は、地域社会の維持・再生に必要な事業費を措置するものであるが、本来ならば不交付団体の偏在是正により生じた財源の範囲ではなく、通常必要な事業費として地方財政計画に計上すべきものである。愛知県
- ・ 地方税の国税化といった地方分権に逆行する税制改正が行われ、大都市部において大きな減収が生じている。地方交付税で算定されている地域社会再生事業費を考慮しても、前回の偏在是正措置による減収は財政運営に影響を受けている。大阪府

都道府県回答

【偏在是正措置による財源を活用した取組等】

- ・ 令和2年度から新たに就職氷河期世代への就労支援や、交流人口の拡大に向けた長期滞在観光コンテンツの整備、少子化対策強化として思春期・若年成人(AYA)世代のがん患者生殖機能温存治療費助成などを事業化し、地方創生に向けた様々な取組を行うことで成果に繋がっている。 宮城県
- ・ 若者が県内に定着・回帰するための企業と連携した奨学金返還助成制度の創設や賃金水準向上に向けた中小企業の生産性向上支援、こどもの医療費助成の拡充、地域公共交通の維持のための新たな交通サービスの導入支援などの地域の実情に応じた様々な対策を行うことが可能となっている。 秋田県
- ・ 歴史的な課題である「人口減少・超少子高齢社会への対応」として、デジタル技術の活用による生産性の向上や、埼玉版スーパー・シティプロジェクトによる持続的なまちづくりに活用している他、子育て支援の充実、こどもの居場所の確保・充実、保育士の復帰・復職サポート、オープンイノベーションの創出支援を行う拠点の整備、サーキュラーエコノミーの推進などにも活用している。 埼玉県
- ・ (令和2年度以降の新規・拡充事業例)事業者向け脱炭素化促進事業、家庭向け脱炭素化促進事業、小学校専科非常勤講師配置事業、県立学校空調設備整備事業、スクール・サポート・スタッフの配置、公立学校給食費無償化事業。 千葉県
- ・ 令和7年度に持続可能な都市農業の推進に向けた取組や各地域の活性化に向けた取組などの拡充を行った。 神奈川県
- ・ 医師確保や移住定住支援などの取組を継続して行っているほか、デジタル人材の職員を確保するなど、一定の効果が認められる。 和歌山県
- ・ 買物環境の確保や交通体系整備支援等、人口減少に対応した持続可能な地域づくりに必要な対策等を実施してきたところであり、大きな効果をもたらしている。 鳥取県
- ・ 人口減少対策や中山間地域対策(子ども医療費助成、中山間地域の生活機能の維持確保支援(生活交通、医療・介護、買い物、燃油など))に活用している。 島根県
- ・ 過疎、山村等へき地の医療に恵まれない地域の方の医療の確保のための経費や中山間地域の振興等のための経費等に活用している。 岡山県
- ・ 地域社会の維持・再生に向けた施策等の財源として活用している。 愛媛県
- ・ 人口減少対策としての移住・UIJターンの促進や地域交通ネットワークの維持などの事業のほか、防災・減災対策としての防災庁舎や道路等インフラの整備、人手不足に対応するためのデジタル化の推進や外国人材定着支援、地域医療を守るための県立病院の建替や運営支援(繰出金)など、本県の重要施策の展開に不可欠な財源の一部として有効に活用している。 宮崎県

都道府県回答

- ・【本県の取組】 地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策として、例えば、本県では「しごとをつくる」、「ひとをつくる」、「まちをつくる」を基本目標に地方創生に取り組んできた。
【取組の効果】 「しごとをつくる」では、農林水産物の輸出拡大などに取組み、農林水産物輸出額は令和6年度過去最高額となった。「ひとをつくる」では、若者の県内定着促進や、移住相談体制の充実などに取組み、県外からの移住者数は、平成27年度の604人から令和5年度の2,578人へと増加した。「まちをつくる」では、地域コミュニティ活動に積極的に取り組む人材の育成などに取組み、地域づくりの実践講座の修了者は、令和6年度までに192名となった。このように地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策は、一定の成果を上げている。 鹿児島県

指定都市回答

- 法人住民税法人税割の交付税原資化は、税収に占める法人住民税の割合が高い指定都市において大きな減収となっている(8市) 仙台市、さいたま市、横浜市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、福岡市
- 法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度と考える(4市) 川崎市、名古屋市、堺市、広島市
- 地域社会再生事業費は、人口減少率、人口密度等による補正が行われるため算定額が小さくなっている(5市)
仙台市、千葉市、横浜市、京都市、岡山市
- 地域社会再生事業費は、人口減少や少子高齢化対策等の推進に一定の効果がある(3市) 静岡市、堺市、熊本市

調査結果(⑤(2)経済社会構造の変化が地方税収に与える影響について)

<検討会において指摘があった事項>

ECの拡大やフランチャイズ事業の伸長、持株会社体制への移行など、近年の経済社会構造の変化が地方税収に与える影響

都道府県回答

○近年の経済社会構造の変化が税源偏在の一因となっている(38道府県)

北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

うち具体の業態に係る意見(17道府県)

(ECの拡大による地方税収への影響)

- ・ EC企業も消費地による行政サービスの便益を受けているにもかかわらず、事務所等が存在しない消費地においては、税収が帰属しない(12道府県)

北海道、秋田県、神奈川県、新潟県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、福岡県、宮崎県

- ・ 地方部の事務所等や人的配置が縮小・廃止される傾向にあり、従業員数が多い都市部に実態以上の税収が集中している(9県) 秋田県、山形県、埼玉県、福井県、長野県、高知県、福岡県、宮崎県、鹿児島県

- ・ 地元小売店とECとの競合により、地元小売店での消費が減少 秋田県

具体的な影響例(埼玉県)

インターネットでの事業活動を行っており、埼玉県内でも関連する大きな売上有る、ある大企業において、本社のある東京都に従業者数が集中している結果、税収のシェアは、埼玉県が1.5%なのに対して、東京都が50%超を占めている。

都道府県回答

(フランチャイズ事業の伸長による地方税収への影響)

- ・ フランチャイズ加盟店の売上の一部がロイヤリティとして本部に流出する結果、本部の本店所在地である都市部に地方法人関係税収が集中する(8県) 秋田県、神奈川県、新潟県、和歌山県、鳥取県、高知県、福岡県、宮崎県

具体的な影響例(鳥取県)

全国展開しているB社の県内の店舗は全てフランチャイズで別主体が運営しており、B社の県内事務所は1カ所のみ。店舗はB社の分割基準に含まれず、B社の納税額は事業規模を適切に反映していない。また、県内の店舗の利益の一部はロイヤリティとしてB社に支払われており、B社本店所在自治体は当該自治体内の販売実態以上に税収を得ていると考えられる。※店舗をB社直営店とみなした場合の増収額(試算) 約0.2億円

(持株会社体制への移行による地方税収への影響)

- ・ 移行前後でグループ全体としての事業活動に変動がないにも関わらず、組織再編(支店・子会社の集約等)の結果、税収が減少(5県) 秋田県、新潟県、和歌山県、鳥取県、徳島県
- ・ (経営指導料等の名目で)持株会社に利益が集約され、活動実態以上に税収が集中(3県) 山形県、埼玉県、長野県
- ・ 持株会社の本社の大半が都市部(東京都)に集中(3県) 埼玉県、徳島県、鹿児島県

具体的な影響例(鳥取県)

全国展開しているC社は事業再編により、C社鳥取支店を100%出資の子会社D社の鳥取支店とした。C社は引き続きD社鳥取支店を通じて同様の事業を県内で展開するものの、D社鳥取支店はC社の分割基準の対象とならないため、C社へ課税できない。 ※C社支店廃止による減収額 約2.2億円

○EC主要30社(月刊ネット販売)の法人事業税額が4年連続減少していることや、大手コンビニ3社の都の分割基準は低下しているため、ECの売上の伸長等により、都に税収が集中している状況にはない 東京都

指定都市回答

○近年の経済社会構造の変化が税源偏在の一因となっている(10市)

仙台市、さいたま市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市

うち具体の業態に係る意見(2市)

(ECの拡大による地方税収への影響)

- ・ EC企業も消費地による行政サービスの便益を受けているにもかかわらず、事務所等が存在しない消費地においては、税収が帰属しない(2市) 京都市、神戸市
- ・ 地元小売店とECとの競合により、地元小売店での消費が減少 神戸市

(フランチャイズ事業の伸長による地方税収への影響)

- ・ フランチャイズ加盟店の売上の一部がロイヤリティとして本部に流出する結果、本部の本店所在地である都市部に地方法人関係税収が集中する 神戸市

(持株会社体制への移行による地方税収への影響)

- ・ 移行前後でグループ全体としての事業活動に変動がないにも関わらず、組織再編(支店・子会社の集約等)の結果、税収が減少 神戸市
- ・ 持株会社の本社のお大半が都市部(東京都)に集中 神戸市

その他の市区町村回答(任意回答)

○アンケートに回答のあった103市町村のうち、意見があったのは54市町村

- ・ 近年の経済社会構造の変化が税源偏在の一因となっている(30市)
- ・ 地元小売店とECとの競合により、地元小売店での消費が減少(6市町)

(参考)

- ・ 税収に占める割合が小さい業態を用いて税収の偏在度を議論することは、適当ではないとの意見(東京都特別区長会、同市長会、同町村会)

参 考 資 料

(地方団体アンケート調査(主な意見))

調査結果(④税収の偏在や財政力格差等を解消するための方策についての主な意見)

<調査項目>

行政サービスの地域間格差、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差が生じている原因・課題を解消するための「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」に向けた方策について

都道府県回答

(特別法人事業税・譲与税制度の拡充)

- ・ 地方は、食料供給や自然エネルギーの生産・供給、森林によるCO₂の吸収、ものづくりや人材育成等を通じて、様々な形で我が国全体の発展に貢献しており、地方の衰退は防災機能の低下や食料・エネルギー安全保障上の問題をもたらし、大都市圏を含めた我が国全体の問題となる。地方が将来にわたりその役割を果たし続け、我が国全体が発展していくためには、地方に安定的かつ国全体の経済伸張に対応した税源の確保が必要であり、前回偏在是正以降も偏在が進んでいることを考えると、さらなる偏在是正に取り組むべきである。そのためには、オートメーション化や電子商取引の進展、持ち株会社体制への移行など、法人の事業活動の多様化により、税収が本来帰属すべき事業活動地域ではなく、本店等が多く所在する東京都や都市部に集中している実態を踏まえ、近年の経済社会構造の変化に対応した見直し(分割基準等)のほか、特別法人事業税・譲与税制度の更なる偏在是正機能の強化なども考えられるのではないかと。(秋田県)
- ・ 今後確実に増加が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、引き続き、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に努めるよう求める。一例として、法人事業税の一部を国税化して再分配する特別法人事業譲与税について、さらなる見直しにより、大都市集中を緩和することなどが考えられるが、地方の実情を踏まえた税体系の構築をお願いしたい。(宮城県)
- ・ 税制の見直しは、国や地方全体の状況を踏まえて行われる必要がある。まずは、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条」に基づき、制度創設後の経済・社会情勢の変化を勘案し、早急に、必要な措置を講じるべきと考える。(埼玉県)
- ・ 法人において組織再編が行われた場合においても、行政サービスの受益に応じた収入が確保できるよう、分割基準の見直しや特別法人事業税・譲与税の拡充を行う。(新潟県)
- ・ 東京都に企業が集中しやすい構造を抜本的に変えることは難しいため、特別法人事業税の拡充などにより、税収の偏在是正措置を強化し、行政サービスの地域間格差の解消を図る。(岐阜県)
- ・ 特別法人事業税等の税制措置により地方税の偏在には一定の是正がなされたが、今後偏在が加速する場合には更なる是正措置の検討も必要。(静岡県)
- ・ 過去の偏在是正措置において実績のある、地方法人税(国税)と法人住民税法人税割との税率の割合の見直し及び特別法人事業税(国税)と法人事業税との割合の見直しが効果的だと考えられる。(宮崎県)

都道府県回答

(特定業種・業態における分割基準の見直し)

- ・ 法人事業税に係る分割基準にある従業員数について、既に資本金1億円以上の製造業においてはFA化、OA化の進展を踏まえた従業員数への割り増し(1.5倍)が平成元年度改正において行われているが、その後の更なるIT化やDXの進展を踏まえる必要があるのではないか。(岩手県)
- ・ 現在の法人事業税にかかる分割基準は、非製造業では全ての業種で「事務所等の数および従業者の数」とされているが、事業活動の多様化に伴い、事業活動と税収の帰属の乖離が著しい業態については、特別に新たな区分を設けてはどうか。(福井県)
- ・ 法人事業税の分割基準については、前回の見直し(2005年度(平成17年度))から相当期間が経過しており、デジタル化などの経済社会の構造変化を踏まえ、税源帰属の適正化の観点から、より実態にあったものに見直すべき。また、電子商取引の進展やフランチャイズ事業の拡大といった近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべき。(長野県)
- ・ 工場のロボット化・IT化の進展等の社会経済情勢の変化を踏まえ、税源の帰属の適正化を図る観点からの法人事業税の分割基準見直しなどが必要と考えられる。(山口県)
- ・ 法人事業税の分割基準の見直しにより偏在性を是正する必要があると考える。その際、工場のロボット化・IT化の進展など企業の事業活動の変化への対応や、電子商取引やフランチャイズ事業など近年の法人形態や取引形態への対応について検討する必要があると考える。但し、法人の事務負担や税務システムの改修に伴う自治体負担に配慮して見直しをいただきたい。(香川県)
- ・ 経済活動の変化に対応した課税の適正化の観点から、ECやフランチャイズ、物流施設等における法人事業税等の分割基準・事務所等要件の見直しも検討の必要があると考えている。分割基準については、本店所在地以外の都道府県の「従業者数」の割増しや電子商取引の進展やフランチャイズ事業の拡大等に係る事業所数の代替措置などの見直しが考えられる。(宮崎県)
- ・ 地域間の財政力格差拡大等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展することを基本としつつ、依存財源ではなく自主財源の拡大に向けて、分割基準の見直し(例:フランチャイズ事業における、販売額、店舗数による分割)、事務所要件の見直し、子会社についても親会社の分割基準に加味すること等を行っていただきたい。(鹿児島県)

(地方法人課税における事務所要件の見直し等)

- ・ 新たな国際課税ルールによって生じる海外のデジタル企業の税収について、地方への税収の配分を図るとともに、国際課税ルールの見直しを踏まえ、国内のデジタル企業についても、地方税収がPEの存在しない県にも配分されるよう、見直しを行う。事業所等の要件を見直し、無人施設での事業活動について、実態に合わせて適正に課税できるよう、制度の見直しを行う。(新潟県)
- ・ 事務所等要件については、太陽光発電・風力発電設備を事務所等と見なすなどの人的要件の特例を設けることが考えられる。(宮崎県)

都道府県回答

(その他意見)

- ・ これまでの地方法人課税の一連の不合理的な見直しにより、都はR7年度当初予算ベースで年間1.5兆円、累計10.8兆円もの都税が国税化し、地方へ分配されている。令和元年度の地方法人課税の不合理的な見直しの際、地方法人課税の税収シェアは、地域における付加価値の総計である県内総生産のシェアと一致すべきとされたが、最新の状況では、都の法人二税のシェア(国税化の影響を含む)は県内総生産のシェアを下回っており、更なる見直しは必要ない。そのような明確な事実に基づかない中で、都の財源を念頭にした更なるいわゆる「偏在是正措置」の必要性を結論付けるのであれば、都として到底承服できるものではない。限られたパイの奪い合いではなく、地方の権限を高め、税源移譲を進めるなど、地方全体の財源の充実・確保こそが重要であり、地方間の対立を煽るようないわゆる「偏在是正」の手法は極めて不適切である。(東京都)
- ・ 地方税で財源調整を行うような議論が進められると地方税の原理原則を歪めることから、経済活動の実態を踏まえた税収の適切な帰属の観点等から、丁寧に議論を積み重ねるべきである。議論にあたっては、地方税全体を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保するとともに、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させることが何より重要である。(仮に財政格差を理由に税制改正を行うのであれば、交付団体に減収が生じることのないよう、適切な措置が講じられることが大前提。)(愛知県)

指定都市回答

(特別法人事業税・譲与税制度の拡充)

- ・ 特に格差(偏在性)の大きい法人関係税については、課題があると認識している。法人住民税に関しては平成26年度の地方法人税の創設に伴い税率が2度に渡り引き下げられたが、東京都への企業進出が止まらない中で、現状での影響は東京都よりその他の自治体の方が大きいと考えられ、格差が拡大している現状があることから、これ以上の格差拡大を助長させるような制度改正には慎重であるべきと考える。そのため方策としては、令和2年度地方財政計画で講じられた法人事業税を対象とした偏在是正措置拡充や地方拠点強化税制の見直しなどが考えられるか。(千葉市)

(地方法人課税における分割基準の見直し)

- ・ 偏在是正とは別に、受益と負担の関係の適正化の観点から、法人住民税の分割基準の見直しは必要と考える。法人と地方公共団体のつながりに着目し、従来の法人が財やサービスを生産する際だけでなく、財やサービスが消費されるまでに法人が受ける行政サービスについても、消費地の市町村に課税根拠があるものとして、適切に税源を配分すべきと考える。具体的には、現行、従業者数によることとされている法人市民税の分割基準(法人事業税交付金の配分基準を含む。)に、販売額や事業所、フランチャイズの店舗数などを追加することが方策として考えられる。(さいたま市)
- ・ 拠点の有無ではなく、企業が保有する消費者情報を活用し、企業の収益が生じた地域へ企業が納める税を配分するような分割基準への見直しが必要と思料する。(静岡市)

調査結果(⑤)(2)経済社会構造の変化が地方税収に与える影響についての主な意見

<検討会において指摘があった事項>

ECの拡大やフランチャイズ事業の伸長、持株会社体制への移行など、近年の経済社会構造の変化が地方税収に与える影響

都道府県回答

(ECの拡大による地方税収への影響)

- ・ ECは、実店舗を設置していない土地においても取引が行われており、配送などによりインフラを利用される消費地に税収が帰属せず、本社や拠点がある自治体に集積しやすいため、近年のECの拡大など経済社会構造の変化が地方税収に与える影響があるものと認識。(北海道)
- ・ 電子商取引については、事務所等がなくても全国での事業展開が可能であり、本店以外には一部の地域に物流倉庫や支店を設置するのみで、配送に不可欠な道路を使用するなど行政サービスを楽しんでいるにも関わらず、事務所等がない都道府県には税収が入らないことになり、各地に事務所等を設けて販売する事業形態と比べて、本店所在地に税収が集中する。さらに、今後も業務の効率化等により事務所等の設置がない都道府県が発生することも考えられる。また、地元小売店とインターネット上の販売業者の競合により、地元小売店での消費が減少する影響も考えられる。(秋田県)
- ・ 電子商取引の拡大、フランチャイズ事業の伸長やオートメーション化により、地方での事業所等や人的配置が縮小・廃止される傾向であり、地方法人課税の現在の分割基準では地方での税収が減少となる。(山形県)
- ・ これらの経済活動の地方税収に及ぼす影響を具体的に示すことは困難であるが、近年、電子商取引の進展により、店舗を必要としない事業形態が拡大するなど企業の組織形態の多様化が、税源の偏在に影響を与えているのは事実である。
本県で把握している一例として、個別の企業名は申し上げられないが、インターネットでの事業活動を行っており、埼玉県内でも関連する大きな売上有る、ある大企業において、本社のある東京都に従業者数が集中している結果、税収のシェアは、埼玉県が1.5%なのに対して、東京都が50%超を占めている。(埼玉県)
- ・ インターネットを活用した物販売上高の約7割を占める主要30社(月刊ネット販売より)の法人事業税額が4年連続で減少している一方で、他県分の税額は増加に転じていること、大手コンビニ3社の都の分割基準は令和元年度の地方法人課税の不合理な見直しの際から低下していること等から、ECの売上の伸長等により、都に税収が集中している状況にはない。
税収に占める割合が小さい業態を用いて税収の偏在度を議論することは、適当ではない。
また、そもそもECの伸長は、日本各地の企業にとって、全国または海外を市場とした事業活動が可能となること等から、全国の自治体にとって、地元企業の売上向上に伴う税収増や物流・倉庫等を通じた雇用創出の側面があるものと認識している。(東京都)

都道府県回答

- ・ 電子商取引の進展等により、事業所がない地域においても事業活動を展開できるようになった結果、多くの本社が所在する東京都に、事業の実態以上に法人二税の税収が一層集中する傾向が強まっている。(神奈川県)
- ・ 電子商取引の拡大により、国内外のデジタル企業の事業における売り上げは地方団体が提供するインフラや公共サービス等を基盤として住民が経済活動を行うことで成り立っており、企業もその便益を受けているにもかかわらず、PEが存在しない都道府県においては、地方税の適正な課税が困難になっている。税収への影響について正確な推計は困難であるが、本店等が所在する都道府県以外の自治体においては、行政サービスの受益に対して十分な税収が確保されない状況になっていると考えている。(新潟県)
- ・ 最大手ECサイトの運営法人については当県内に事務所等を有しているものの、やはり人口が集中している東京都に多くの従業員の配置及び事務所等の設置がされているため、分割基準適用後の課税標準額は東京都が圧倒的に大きくなっている。(長野県)
- ・ 電子商取引(EC)は、地方に事務所・事業所がなくとも全国展開が可能であり、事業活動の実態に関わらず本店所在地である都市部に地方法人関係税収が集中する。(和歌山県)
- ・ 電子商取引のプラットフォームを運営するA社は、県内での売上、事業活動があり、配送のための道路の利用など本県から行政サービスを受けているにもかかわらず、県内に事務所等が無いため、課税できない。 ※影響額が大きいと算定困難(鳥取県)
- ・ 法人事業税について、電子商取引の進展により事務所等を必要としない事業形態が拡大し、本店以外の事務所等所在の地方団体で課税できない場合が増加する等、近年の経済社会構造の変化により、本店の所在する大都市と地方の税収格差が拡大していると考えられるため、事務所等の要件や分割基準の見直し等が必要ではないか。(島根県)
- ・ 電子商取引については、全国に事業展開しているにもかかわらず、本店や地域拠点のある地方自治体しか分割基準の対象とならず、また、税収が従業者数のウェイトが高い本店等の所在する地方自治体に集中することとなる。また、商品の配送がないオンラインゲームや電子出版の販売等は、物品販売系以上に税収が本店所在地に集中することとなる。(高知県)
- ・ インターネット販売は全国からの消費があるにもかかわらず、本社が多く存在する東京都にその利益が全て計上される。(福岡県)

(フランチャイズ事業の伸長による地方税収への影響)

- ・ フランチャイズ事業については、個人小売店がコンビニエンスストアに形態を変えた場合、実質的な経済活動に変化はなくとも、収益の一部が本部企業に支払われる結果、地元で納税されていた税収が本店所在地である都市部に移ることになり、事業活動に応じた税収が地方の税収に結びつかないことになる。(秋田県)
- ・ フランチャイズ事業において、フランチャイズ加盟店は本部にロイヤリティとして利益の一定割合を支払うことになっているため、フランチャイズ加盟店が所在する地域に帰属すべき税収の一部が、本部の所在する地域の税収となってしまっている。(神奈川県)

都道府県回答

- ・ フランチャイズ事業を実施する企業についても、加盟店のロイヤリティを含めた売上により本部の税収が算定されることで、税収への影響額は不明であるが、販売の実態を超えて本店等の所在する地方自治体に税収が集中しているものと推測される。(新潟県)
- ・ フランチャイズのコンビニエンスストア等は、加盟店の売上の一部がロイヤリティとして本店に流出する結果、本店所在地である都市部に地方法人関係税収が移転する。(和歌山県)
- ・ 全国展開しているB社の県内の店舗は全てフランチャイズで別主体が運営しており、B社の県内事務所は1カ所のみ。店舗はB社の分割基準に含まれず、B社の納税額は事業規模を適切に反映していない。また、県内の店舗の利益の一部はロイヤリティとしてB社に支払われており、B社本店所在自治体は当該自治体内の販売実態以上に税収を得ていると考えられる。 ※店舗をB社直営店とみなした場合の増収額(試算) 約0.2億円(鳥取県)
- ・ フランチャイズ事業については、加盟店の売上利益の一部がロイヤリティとして本部に支払われることにより、本部の税収が本店等の所在する地方自治体に販売の実態を超えて集中することとなる。加盟店の法人が赤字であった場合、その加盟店が所在する地方自治体の税収は、法人住民税しかないケースもある。(高知県)
- ・ コンビニなどのフランチャイズ制に係る地方法人課税の分割基準は、直営店のみで計算される上、フランチャイズ料は、本社以外の自治体がある支店においては課税所得が減算され、本社がある東京都に加算されるため、実態と合っておらず、東京都に税収が集中する制度となっている。(福岡県)

(持株会社体制への移行による地方税収への影響)

- ・ 持株会社体制への移行については、グループ全体としての事業活動に変わりがないのに、本店所在地以外の都道府県においては分社化により税収が減る場合等も考えられる。(秋田県)
- ・ 持株会社体制への移行により、グループ内の損益通算が可能となる。また、令和6年度税制改正で対応済みだが、大規模といえる法人が外形標準課税の適用対象に含まれないという問題が生じていた。(山形県)
- ・ 純粋持株会社の県内総生産の増加額は、東京都が全国の約4割を占めるなど突出しているほか、純粋持株会社の数についても、統計上、約4割が東京都に集中している。
純粋持株会社の子会社で、埼玉県内にも店舗等を多く有している会社については、その事業活動の実態と異なり、税収が純粋持株会社のある東京都に集中するケースが出ている。(埼玉県)

都道府県回答

- ・ 本県において、組織再編等の影響により地方税収の減少となった事象が散見されており、今後も組織再編等により行政サービスの受益に応じた適切な課税ができない事象が生じることが考えられる。(新潟県)
 - ①子会社の集約等の影響により親会社の支店が廃止された事例
 - 通信サービス事業を行っている親法人において、業務委託型子法人数十社が組織再編により十数社に集約された。
 - 当該再編に伴い、親会社が本県内に有していた事業所は廃止され、組織再編後の子会社の支店として扱われることとなった。
 - そのため、組織再編前は親法人から多額の税収入があったにもかかわらず、再編後は親法人からの税収入は均等割のみとなり、子会社からの税収入と合わせても再編前より税額は大幅に減少することとなった。
 - ②会社分割により、本県において事業を行っていたにも関わらず本県への納税義務が生じないこととなった事例
 - 本県において、ガス供給業を主たる事業とする法人が期中に会社分割を行い、子会社(B)に収益事業と当県内で有していた固定資産の全てを承継させた事例が生じた。
 - 法第72条の48第4項第3号により、ガス供給業の分割基準は事業年度終了の日現在における事業所等の固定資産の価額とされており、固定資産を分割基準とする場合は同条第5項のような変動調整規定が存在しない。
 - そのため、当該事業年度の期首から事業を承継する日までの間(事例では9カ月間)は、法人(A)が当県内において事業を行っていたにもかかわらず、期末時点では当県内に固定資産を有さないため、当該事業年度の法人(A)の当県への納税義務は生じないこととなった。
- ・ 東京都に本店を有する純粋持株会社はコストセンター化することにより、当該法人において発生した費用を地方に所在する子会社が業務委託料として負担することになるため、結果的に地方の減収に繋がっている可能性がある。(長野県)
- ・ 県内本店法人(外形標準課税法人)が持株会社となり、本店機能を東京都に移したことで県内の事務所がなくなった。当該法人の一部事業は県内のグループ子会社に承継されたが、当該子会社は非外形標準課税法人であり、また所得金額が小さいため、本県税収が減少した。更に、数年後に当該子会社は売却されグループから独立し、結果として東京都への一極集中により、地方法人関係税収が都市部に移転した。(和歌山県)
- ・ 全国展開しているC社は事業再編により、C社鳥取支店を100%出資の子会社D社の鳥取支店とした。C社は引き続きD社鳥取支店を通じて同様の事業を県内で展開するものの、D社鳥取支店はC社の分割基準の対象とならないため、C社へ課税できない。 ※C社支店廃止による減収額 約2.2億円(鳥取県)

指定都市回答

(ECの拡大による地方税収への影響)

- ・ 電子商取引の拡大に伴い、特に物品販売系のEC事業者は、事業所を設置していない地方自治体においても、事業活動に当たって当該自治体の行政サービス(道路、橋梁等)を享受しているにもかかわらず、地方自治体は事業所がなければ法人住民税等を課すことができず、応分の負担を求めることができない。(京都市)
- ・ EC事業者の多くが神戸市外に本社を置いており、消費活動が神戸市内で行われても税収は本社所在地に集中することが想定される。間接的な影響としては、市民の消費が地元商店から全国・海外の事業者へとシフトすることにより、地元小売業の売上が減少し、法人市民税などの税収が減少する可能性がある。(神戸市)

(フランチャイズ事業の伸長による地方税収への影響)

- ・ 市内に多数のフランチャイズ店舗が存在するが、ロイヤリティが影響して利益の多くが本部に集中しており、当市には十分な法人税収が入らないケースが多い。
店舗運営に伴う行政サービス(道路整備、ゴミ処理、防犯など)は神戸市が担っているが、税収は本部所在地に偏在することで、財政負担と収入のバランスが崩れることが想定される。(神戸市)

(持株会社体制への移行による地方税収への影響)

- ・ 持株会社の本社機能が都市部(特に東京)に集中する一方で、子会社は地方に分散して設立されるケースが想定されるが、資本金が1億円以下であるため、地方に存在する子会社は外形標準課税の対象外となり、地方自治体の税収が減少する懸念がある。(神戸市)